



Title	北海道における農外企業の農業参入の形態と存続要因 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	中山, 忠彦
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	甲第15289号
Issue Date	2023-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/89369
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Nakayama_Tadahiko_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（農学）

氏名 中山忠彦

審査担当者	主査	教授	板橋	衛
	副査	教授	東山	寛
	副査	教授	坂爪	浩史
	副査	准教授	小林	国之（国際食資源学院）
	副査	名誉教授	坂下	明彦

学位論文題名

北海道における農外企業の農業参入の形態と存続要因

本論文は序章・終章を含む6章からなり、図2、表33、参考・引用文献96を含む、総頁数87頁の和文論文である。別に1編の参考論文が添えられている。

農外企業の農業参入は、2000年の農地法改正から徐々に進行し、2002年には農業構造改革特区が制定された。これにより、農業生産法人以外の法人が賃貸による農地の権利を取得することが可能となった。その後、2009年の農地法改正によって、農業生産法人（2016年からは農地所有適格法人、以下農業生産法人と記す）の要件緩和が行われ、実質的に企業の農業参入が自由化された。

このような規制緩和と政策の流れの中で、企業の農業参入は増加の一途をたどっている。一方、いったん参入した企業の撤退も増加しているが、その実態は未解明である。

参入企業の部門を見ると、食品関連産業が注目を集めているが、従来の建設業などの他に植物工場などの新しい業態への参入も現れている。本論では参入企業の撤退が現れていることからその存続要因に注目し、その大きな要素として地域農業の位置づけに注目している。企業参入には直営農場（企業法人経営）と地元の農業生産法人への参入（共同法人経営）という2つの形態があるが、フィールドワークにより参入形態ごとの地域農業との関連性を明らかにすることが本論文の課題である。

第1章「農業政策における農業生産法人の位置づけと企業参入」では、農業政策における農業生産法人の位置づけの変化と農地リース事業による参入強化について整理している。企業の農業参入規制を積極的に緩和する政策により、企業の農業への直接的参入が増加を見せているとしている。

第2章「北海道における農外企業の農業参入の動向」では、農業への一般企業の参入リストを素材とした分析を行っている。農外企業関連法人は、2005年の65から2019年の217まで増加しているが、法人の撤退は少なからずある。農地リース参入法人は2004年から2019年までに180となっているが、廃業が44、24%、農業生産法人への移行が34、19%であり、存続率は56.7%である。企業法人経営が相当数撤退していることが明らかとなった。参入企業の業種では建設業から食品関連企業への移行が進み、営農形態別では農業生産法人は畑作や畜産などの土地利用型の経営形態が多く（平均面積88ha）、リース方式では施設野菜型が中心（同10ha）などの特徴を初めて明らかにしている。

第3章「北海道における農外参入企業の区分」では、12の参入企業の実態調査から企業法人経営を7法人とし、共同法人経営を5法人とした。前者のうち撤退が3法人あった。

企業法人経営（直営農場型）の純粋な姿は植物工場であり、土地利用に依存しない工場生産であるため地域農業との関連性はなく、純粋に資本力と技術力が経営を左右している。一般の企業法人経営の場合には、親会社のコントロール下で直営農場を営んでいる。その実績が存続の当否を決める。ただし、存続している経営体のいくつかは地域の農家や自治体との連携の側面を有していることを明らかにした。共同法人経営の場合は、会社の運営そのものが地域の農家や農協との関係性の中で行われている。そのため、一般の企業法人経営よりも地域との関係性が一段階強いということが明らかになっている。

第4章「北海道における食品関連企業による農業参入の実態分析」では事例分析により企業法人経営と共同法人経営の比較から、その実態と地域農業の既存システムに与える影響について考察している。企業法人経営では、直営農場の収益性が維持できなくとも、バリューチェーンのシステムがうまく作動して本社の利益に貢献すればよい。したがって、農協や地域農業との取り決めが守られず、齟齬が生じている。

これに対し、共同法人経営では農協や地域農業との調和性を求める姿勢が明確である。事例では、農協の作物別生産部会の主導的農家を巻き込んで農業生産法人を設立し、その法人が部会に加入することで、法人の生産規模を大きく超えた原料調達を実現している。

終章では、以上を要約したうえで、参入企業の形態差による地域農業との関連の強さを明らかにしている。近年の食品関連企業の分野での参入企業の撤退の動きを見ると、直営農場＝企業法人経営には限界が見えている。これに対し、共同法人経営は地域農業との連携を図り、農協の作物別生産部会を巻き込む戦略をとって存続している。より広く見ても、一般の企業法人経営は直営農場の形態を採るが、さまざまな形で地域農業との関連性をもつものの方が存続している。共同法人経営は運営に地元農家が関与しており、さらに地域農業あるいは農協との強い関連性を有している。したがって、工場型を除けば、農業参入企業の存続には地域農業との関係性が大きな意味を持つとしている。

以上のように、本論文は農外企業の農業参入が政策的な高い評価にも拘らず、撤退企業が相次ぐ状況にあるという客観的な動向把握を行ったこと、参入企業の形態ごとの地域農業との関連性を実態分析から明らかにし、参入企業の存続要因としての地域農業の位置づけを行っている。これは、今後も増加を見せると考えられる参入企業の運営のあり方に示唆を与えるものとなっている。

よって、審査員一同は、中山忠彦が博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認めた。